

久喜市議会
令和2年9月定例会
議員提出議案

議 案 目 録

| | | |
|----------|--------------------------------------|---|
| 意見第 7 号 | オンライン本会議の実現に必要なとなる地方自治法改正を求める 意見書 | 1 |
| 意見第 8 号 | 公立・公的病院の統廃合計画を撤回し地域医療の拡充を求める 意見書 | 3 |
| 意見第 9 号 | 子どもたちに少人数学級を求める意見書 | 5 |
| 意見第 10 号 | PCR検査等の拡充を求める意見書 | 7 |

意見第7号

オンライン本会議の実現に必要なとなる地方自治法改正を求める意見書

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和2年9月14日

提出者 久喜市議会議員
新井 兼
賛成者 久喜市議会議員
上條 哲弘
岡崎 克巳
猪股 和雄
杉野 修

久喜市議会議長 春山千明様

オンライン本会議の実現に必要なとなる地方自治法改正を求める意見書

今般の新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、相当数の議員が隔離された場合においても、急を要する感染症対策議案の審議、議決が求められる事態が、現実のものとして想定されている。

定足数を満たす人数の議員が議場（招集場所）に参集出来ない状況でも、議案審議、表決などの議会運営方法が確立されていなければ、首長の専決処分を漫然と許すこととなり、議会不要論が増幅することは想像に難くない。

また、少子高齢化社会が到来する中で、育児や介護で容易に外出できない議員でも職責が果たせるよう、自宅から議案審議、表決に参画できる手段が、議員の多様性確保の観点からも求められよう。

世界的にも昨今の情報通信技術の発展とともに、既に英国議会ではオンライン議会を実用化している。

久喜市議会においては、平成29年11月定例会より議員に一人1台のタブレット端末を導入し、議会資料のペーパーレス化を図り、現在は議場でのタブレット端末を使った電子採決の実証実験に取り組んでいるところである。これまでのタブレット端末を活用した基礎的な取り組みを踏まえ、今後は遠隔地からオンライン会議による委員会や本会議での議案審議、電子採決による議決等の応用的な取り組みの検討を行っていくことが課題と認識している。

しかしながら我が国においては、地方自治法第113条及び第116条第1項における「出席」の概念は、現に議場にいることと解されていることから、オンライン会議による本会議運営は現行法上困難とされている。

一方で、総務省は令和2年4月30日付総行第117号により、委員会運営については地方議会における意思決定によってオンライン化は可能との見解を発出したが、本会議でのオンライン化が実現できなければ議会運営上の利点は限られている。

また、議会の意思形成過程である委員会審査においてオンライン化の有用性を認識しながら、本会議における導入を否定するところに合理性はない。

よって、国においては、非常時には地方議会の判断で、本会議運営をオンライン会議などの手段による遠隔審議、議決を可能とする、下記の主旨で地方自治法を改正するよう強く要請する。

記

1. 地方議会における本会議の開催が、情報通信技術による仮想空間での議会審議への参加、表決の意思表示によっても可能となるよう、議事堂への参集又は議場への出席が困難な場合には、会議規則により参集場所又は出席場所の複数指定や変更ができる旨を地方自治法において明文化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

久喜市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
総務大臣

意見第8号

公立・公的病院の統廃合計画を撤回し地域医療の拡充を求める意見書

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第14条の規定により提出します。

2020年9月14日

提出者 久喜市議会議員
石田利春
平間益美
賛成者 久喜市議会議員
田村栄子
川辺美信

久喜市議会議長 春山千明 様

公立・公的病院の統廃合計画を撤回し地域医療の拡充を求める意見書

全国の医療機関で、新型コロナウイルス感染症から国民の命と健康を守る奮闘が続けられています。そのなかで、感染症病床の6割を担う、公立・公的病院の役割の重要性が改めて浮き彫りになっています。これまで政府が病院の統廃合や病床削減、保健所の統廃合などを進めてきた路線を見直し、医療体制の抜本的な充実をはかることが求められています。

厚生労働省は2019年9月、公立・公的病院の4分の1にあたる全国424の病院を名指しでリストアップし、病床削減や医療機能の再編・統合への「再検証」を一方向的に要請しました。

この厚労省の要請は、地域病院の実状を勘案することなく、2017年度の報告データを基に全国一律の基準で「抽出」されたものです。これに基づいて再編・統合が進められれば、地域での医療を必要とする患者・住民が安全で質の高い医療を受けることができなくなります。

再編統合基準は、「がん・心疾患・脳卒中・救急・小児・周産期」等の9領域の高度医療の診療実績が少ない、近隣に似た別施設が存在していること」としています。しかし、再編・廃合の対象として上げられた、埼玉利根医療圏内、蓮田市にある独立行政法人国立病院機構・東埼玉病院は、民間では診療が難しい筋ジストロフィー、神経難病、エイズ、膠原病など専門医療を担う地域の中核的病院なのです。

今回の新型コロナウイルス感染症拡大の経験からしても、必要な病床と人員体制の確保、また、日頃から感染症対策の研修と経験の蓄積こそ必要であることは明らかなです。厚労省のリストでは、53施設767床の感染症指定医療機関が再検討の対象とされています。

全国公私病院連盟の^{へんみきみお}邊見公雄会長は、「結核患者の減少で、『感染症は終わった』と感染症対応ベッドを減らし、常に入院ベッドが満床でないと診療報酬を下げる経営を強いられた。これでは緊急時に対応できない」としています。

新型コロナウイルス感染症の対応と拡大防止が、今後長期間にわたって迫られるなかで、いまこそ、これまで医療提供体制の縮小再編をすすめてきた方針を見直し、公立・公的病院の統廃合方針を撤回し、国及び政府は、直ちに地域医療の拡充をすすめることを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

久喜市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
厚生労働大臣

意見第9号

子どもたちに少人数学級を求める意見書

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第14条の規定により提出します。

2020年9月14日

提出者 久喜市議会議員
渡辺昌代
杉野修
賛成者 久喜市議会議員
田村栄子
猪股和雄

久喜市議会議長 春山千明様

子どもたちに少人数学級を求める意見書

日本の教育現場では、1958年「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（以下義務教育標準法）が制定され、1963年までの5年計画で50人学級、1968年までの第2次計画で45人学級が実現し、1980年には40人学級が進められてきました。その後は2011年に小学校1年生だけ1学級35人以下とする義務教育標準法改正が行われましたが、その後の10年近くは進んできませんでした。日本の学級児童生徒数が他の先進諸国に比べて多いのは明らかな現状です。子どもたちへの格差や序列を生じさせないためにも、児童生徒一人一人に向き合うことができ、きめ細かい指導ができる少人数学級の実現が必要です。

7月3日には全国知事会・全国市長会・全国町村会の三会長が政府・与党に少人数学級を要請しています。7月30日には、文部科学省が萩生田光一文科相と小・中・高・特別支援学校の校長会会長らによる学校再開後の学校の状況に関する意見交換会を開いていますが、そこでも少人数学級の検討を求める要望があがっています。

児童生徒が積極的に授業に参加でき、教師が児童生徒一人一人に寄り添った授業と指導が進められるような環境を作るため、少人数学級の実現を強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

久喜市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
文部科学大臣

あて

意見第10号

PCR検査等の拡充を求める意見書

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第14条の規定により提出します。

2020年9月14日

提出者 久喜市議会議員
川 辺 美 信
賛成者 久喜市議会議員
上 條 哲 弘
渡 辺 昌 代
田 村 栄 子

久喜市議会議長 春 山 千 明 様

PCR検査等の拡充を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が止まず、多くの都道府県で過去最高の感染者数を更新する事態となっています。無症状者による市中感染が拡大しているとの指摘もある中、PCR検査等の体制を全国で大幅に向上させなければなりません。

政府は、PCR検査能力の確保を繰り返し言明するものの、感染した可能性のある患者が検査を希望してもなかなか受けられず、「検査難民」とも言える事態が国民の不安を拡大させている現状にあります。PCR検査等を拡充し、感染者を把握し、隔離することで感染拡大を防止することによって、はじめて、社会経済活動と両立することができるようになります。

全国的な感染の広がりが見られる中、感染拡大を防ぐために、医師が必要と判断した場合には、症状の有無にかかわらず、PCR検査等を実施できる体制を作る必要があります。とりわけ医療従事者や介護従事者、保育士や幼稚園教諭、学校教員はじめエッセンシャルワーカーらの優先的なPCR検査を実施することが求められています。

PCR検査等の体制のさらなる拡大と拡充のため、国は財源を確保したうえで、実効性ある対策を講じなければなりません。保険適用による検査取扱いの明確化や検体輸送体制の整備、検査機器の配備、臨床検査技師の適切な配置、公的検査機関等の増設及び運営費への支援、受検者への対応体制の整備などが喫緊の課題となっています。

よって国会及び政府においては、下記の事項について実現するよう強く求めます。

記

1. PCR検査等の体制を拡充し、検査を幅広く実施すること。検査機器の増設や関係資材の供給とともに、運営費への支援を拡充すること。
2. 検査機関や医療機関の従事者への支援を充実すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

久喜市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣
内閣官房長官
内閣府特命担当大臣
(経済財政政策)

あて